

# 原子力長期計画の計画法理

山田 洋  
やまだ・ひろし

洋



## リスト

55 原子力長期計画の計画法理

### 一はじめに

東海村ウラン加工工場の臨界事故などの相次ぐ事故やドイツの原子力発電からの段階的撤退決定など、原子力発電をめぐる内外の状況が厳しさを増すなか、原子力委員会による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下、「原子力長計」という）が改定されることとなり、本年八月、同委員会の付託をうけた長期計画策定会議によって、新たなる長期計画の原案が発表された<sup>(1)</sup>。この原子力長計は、一九五六年に最初の計画が策定されてから、ほぼ五年ごとに八回にわたって改定されており、今回は一九九四年以来の改定ということになる。今後、パブリックコメントや「ご意見を聞く会」などを経て、本年中に正式決定される

予定といわれる。

さて、原子力委員会は、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の方針を計画的に遂行」するために総理府に置かれ（原子力基本法四条）、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項」について企画し、審議し、及び決定することを任務とする（同法五条一項）<sup>(2)</sup>。こうした任務の一環として、わが国の原子力研究開発利用の基本方針と推進方策を内外に明らかにするものとして、この原子力長計が策定されてきたわけである。その目的について、現行の計画は、以下のよう述べている。

「原子力の開発利用の推進に当たっては、原子力技術の多くが巨大科学システムとして具体化されるという特徴を持ち、その研究開発の成果の発現までに長い年月、多額の資金さへかかることが想定される。そこで、原子力の平和利用を計画的かつ効果的に行なうためには、原子力は重要なエネルギー供給源としての役割を担うことからエネルギー政策上の重要性に見合った長期的安定的な発展を確保する必要性があること、原子力开发利用は広範、多岐な分野にわたって展開されていること、さらには、安全の確保や核不拡散の観点からの厳格な規制など国内的にも国際的にも配慮すべき点が多い分野でもあることなどから、国民の理解の下、原子力関係者が一定のコンセンサスの下に活動し、国全体として、効率性にも配慮しつつ、長期的、計画的にこれを進めることがとりわけ重要です。長期計画はまさにそのための指針であり、その目的は、原子力开发利用について、長期的視点に基づき基本的かつ総合的な指針と基本的施策の推進方法を明らかにし、わが国の原

標を設定して、その実現のための手

### 二 原子力長計の位置付け

一般に、行政の計画とは、政策目標を設定して、その実現のための手

2000.10.1 (No. 1186)

段を総合的に提示するものであるといわれるが(3)、それが十分な機能を発揮するためには、その目標設定から実現に至るプロセスあるいは仕組みが明確にされなければならない。とりわけ、その計画が単なる行政内部の努力目標に留まらず、外部の市民の活動に枠をはめ、あるいは影響を及ぼす性格のものであるときは、きちんとした計画システムが設計されていなければならないはずである。すなわち、計画において何が決められるべきか、さらに、そこで決められたことがとくに後続する行政活動にどのような意味を持つのか、について、必要最低限の枠組みがなければ、それに沿って行政や市民の活動を誘導する効果も生じないはずであり、計画としての意義を疑わせることとなる(4)。しかし、原子力長計については、その果たすべき役割的重要性にもかかわらず、少なくとも外部の素人の目からは、その計画システムが非常に分かりにくい。

まず、そもそも計画システムの設計図となるべき法律の規定がない。先に触れたように、原子力基本法にも、その他の法律にも、原子力委員会が原子力長計を策定すべきであるという規定は存在せず、今のところ事実上の非法定計画として策定されているのである。そのため、そこで何を決めるべきであるのかという法的基準が存在するわけではなく、そのあり方は、その時々の状況を反映して、計画改定ごとに大きく異なってくることとなる。たとえば、現行の計画では数値で示されていた原発の発電設備容量の目標値が今回の原案から消え、現行の計画では二〇三〇年頃とされていた高速増殖炉の実用化時期も今回の原案ではない。これは、現行の計画が「原子力開発利用に携わる人々の活動の指針となることが要求されるのが当然」であることから、「現実的かつできるだけ具体的な計画」を示すことが目指されてきたのに対し、今回の原案では、「国民・社会や国際社会に向けたメッセージ」としての役割を重視して、原子力利用の「意義と役割を改めて検討する」ことに重点がおかれたためである。この変化は、いうまでもなく原子力利用の将来像が不透明となつたという現実の状況変化を反映したものであらうが、こうした原子力長計のあり方の変化は、

会が原子力長計を策定すべきであるという規定は存在せず、今のところ事実上の非法定計画として策定されているのである。そのため、そこで何を決めるべきであるのかという法的基準が存在するわけではなく、そのあり方は、その時々の状況を反映して、計画改定ごとに大きく異なる。たとえば、現行の計画では数値で示されていた原発の発電設備容量の目標値が今回の原案から消え、現行の計画では二〇三〇年頃とされていた高速増殖炉の実用化時期も今回の原案ではない。これは、現行の計画が「原子力開発利用に携わる人々の活動の指針となることが要求されるのが当然」であることから、「現実的かつできるだけ具体的な計画」を示すことが目指されてきたのに対し、今回の原案では、「国民・社会や国際社会に向けたメッセージ」としての役割を重視して、原子力利用の「意義と役割を改めて検討する」ことに重点がおかれたためである。この変化は、いうまでもなく原子力利用の将来像が不透明となつたという現実の状況変化を反映したものであらうが、こうした原子力長計のあり方の変化は、

国の原子力政策の決定実現のプロセスにおける原子力長計の役割あるいは位置付けに変化をもたらさないはずはない。計画の記述内容が状況に合わせて改定されるべきことはもちろんあるが、そこで記述されるべき事項自体が改定の度に大きく変わらるようでは、計画は制度として機能しないこととなりかねない。このよき事項の不明確性が原子力長計をめぐる計画システムの分かりにくさの最大の原因というべきであろう。

つぎに、原子力長計の根拠法律が存在しないことの結果として、それを実現するための制度や他の計画との関係が極めて分かりにくくなっている。たとえば、現在の原子力利用の中心は、いうまでもなく原子力発電であり、原発の設置は原子力長計に沿ってなされなければならないはずである。周知のとおり、原発の具体的な立地は、電源開発促進法三条に基づき電源開発調整審議会（電調審）の議を経て内閣総理大臣が決定する電源開発基本計画(5)によって決まる仕組みとなつていて、これに原子力長計がどのように反映されるかは、とりわけ同調審全般についても、とりわけ同調審の原子力部会でも検討されており、平成九年一月に発表されたその中間報告書(7)をみれば、原子力長計と類似した基本政策の提示がなさ

れている。

いうまでもなく、このような基本政策の決定過程の分かりにくさは、わが国の原子力政策における原子力委員会（さらに、その事務局たる科学技術庁）と通産省との役割分担の分かりにくさに由来する<sup>(8)</sup>。前者が原子力政策全般を把握し、後者はエネルギー政策のみを担当するといつても、現状の原子力利用は圧倒的にエネルギー利用であり、原子力長計の記述も大半がそれに割かれている。前者が研究開発で後者が実用という関係と見ても、たとえば、開発段階の高速増殖炉も当然にエネルギー政策の視野に入らざるをえない。

それでは、高速増殖炉の将来を決する責任を有するのはどちらか。関係者にとって、自明のことであるのかもしれないが、これを理解できる部外者は希であろう。政策への国民の理解を重視する今回の原子力長計原案にも、この点に関する説明は見あたらない。もちろん、一つの政策に複数の官庁が関係することは、とくに珍しいことではない。しかし、そこには最低限の役割分担と調整の仕組みがなければならないはずである。原子力長計をとりまく計画シス

テムにおいては、内閣を頂点とする一般的な機関間調整を除けばこうした調整の仕組みが法的には存在せず<sup>(9)</sup>、いわば政治的な調整に委ねられているように見える。こうした状況は、やはり計画システムの不備と評されるべきである。これが原子力長計の原子力行政における位置付けを不明確なものとするとともに、ひいては、その基本政策決定としての機能さえも疑わしくしているといえよう。

### 三 原子力長計の策定プロセス

さて、その現実の機能はともかく、原子力長計がわが国の原子力政策の基本的目標と実現方策を決定するという建前を前提とすると、その策定プロセスあるいは策定手続が問題となりうる。わが国における計画策定のあり方一般については、その法的不備が指摘されるところであるが<sup>(10)</sup>、とりわけ原子力長計については、先に述べたように、それについての根拠となる法律がない以上、その策定手続を定める法律もない以上、

いっては、重要な問題を含むにも関わらず、電力業界との意見交換のみで、国会や国民の意見を聞くことなく、委員会内部で閉鎖的に審議され、その批判がなされることとされた。この原子力長計の策定プロセスに代表されるように、わが国の原子力政策の決定過程についても、それが一般的に、その密室性が指摘されることは少なくなかつた。こうした中で、平成八年九月、もんじゅ事故を契機として設けられた原子力政策円卓会議の提言をうけて、原子力委員会は、「原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について」と題する決定を出すに至つている<sup>(11)</sup>。この中で、原子力委員会は、専門部会等の会議の原則公開などの「情報公開の充実」、いわゆるパブリックコメント手続による「政策決策の導入<sup>(12)</sup>による「政策決定過程への国民参加」という二つの方針を打ち出している。とくに、後者によって、政策決定において重要な役割を担つている専門部会等の報告書の策定に際しては、報告書案を一定期間公開して国民の意見を募集して、反映すべき意見は採用し、不採用意見については理由を付して公

表することとされたのである。こうした動きをうけて、今回の原子力長計の策定においては、幅広い国民の意見を反映するための努力が強調されることとなつて、それは、従来、電力事業関係者と原子力研究者がほとんどを占めてきた。これに対して、今回は、経済界、法人セスに代わるよう、わが国の原子力政策の決定過程についても、その策定会議のメンバーについても、立地自治体、マスメディアなど、幅広い分野から、原子力関係者以外からも相当数の委員が加わることとなつた。また、策定会議や各分科会の審議は全て公開され、その議事録や資料などもインターネットで公開されている。さらに、今回公表された原案に対しても、一〇月一〇日までパブリックコメント手続に付されるほか、今後、東京と福井における「ご意見を聞く会」も予定されている。

いうまでもなく、こうした方向は、歓迎すべきことであるし、正当に評価されしかるべきである。委員の人選については、これも、そこで何を決定しようとしているのかに係つくることはもちろんである。もし、国の原子力政策の大枠自体を議論しようというのであれば、いわ

## リスト

2000.10.1 (No. 1186)

ば社会的合意を探る作業になるわけであるから、従来のような原子力関係者が大半を占める構成には疑問が生じることとなり、社会各層の意見がバランス良く反映されるような人選が期待されることとなる<sup>(14)</sup>。もつとも、こうなると、基本的立場を異にする委員の間で実質的な議論を深めて、そこに一定の合意を見いだすことが難しくなることは否定できない。今回の原案作成においても、これを懸念する声もあつたようである。これが原案の具体性の低さにも反映しているとの見方もありえよう。こうした政策形成に関わる諮問機関一般について、今後、考えていかなければならぬ課題であろう。

同様に、パブリックコメントについて、これが聞きおくだけの形式となつては無意味なのはいうまでもないが、こうした基本的な政策決定について、こうした形での意見集約が有効に機能しうるのか否かも、なお考えてみる価値がある。

いずれにしても、原子力長計の策定過程で国民の声を反映する必要性は否定できないとしても、先に触れたように原子力長計自体の位置付けが明確にならないと、そこで如何に工夫をしても、原子力政策の策定プロセス全体の可視性は高まらないものと思われる。再度、原子力長計を確立の必要性を強調しておきたい。

#### 四 原子力長計と 中央省庁改革

ここまで前提としてきた現在のわが国の原子力行政の体制は、来年の中央省庁改革によって大きな変革を被ることとなつていて。まず、現在は総理府における原子力委員会は、新設の内閣府におけることとなる。これに対して、同じ総理府の外局であった科学技術庁は、文部科学省に吸収され、そこに科学技術関連の原子力行政も受け継がれる（文部科学省設置法四条六号以下）。

その結果、両者の関係は切斷されることとなり、従来は科学技術庁長官が兼任していた原子力委員会委員長は、他の委員同様、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することとなるし（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法五条一項）、科学技術庁が司ってきた原子力委員会の事務も内閣府の部局に移管されることとなる。これによって、従来は二元的である原子力行政が三元化（原子力安全委員会を加えれば四元化）するところとなり、国民の目からは、ますます分かりにくくなる恐れがある。

「関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整」（同法二条二号）あるいは「原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整」（内閣府設置法四条三項四六号）といつた機能を原子力委員会が今まで以上に有效地に發揮していくことができるのか。とりわけ、そこで策定される原子力長計が基本政策決定としての実効性を持ち続けられるのか。必ずしも楽観はできないようと思われる。

一方、原子力発電の側の体制も大きく変わる。すなわち、従来の電調査が廃止され、従来は電調査の議を経て内閣総理大臣が決定することとされたいた電源開発基本計画も、資源エネルギー庁における総合資源エネルギー調査会（総合エネルギー調査会を改組）の議を経て経済産業大臣が決定することとなる（電源開發促進法三条一項）。ただ、従来の内閣総理大臣を会長として関係閣僚も委員となる電調査には、原子力長計などとの幅広い総合調整の機能が期待されていたはずであり（15）、この機能を資源エネルギー庁の審議会で代替できるのか否かには、疑問の余地がある。これを電源立地の推進体制の後退と見るか（16）、それに対するブレーキの弱体化と見るかは、立場の違いによろうが、少なくとも、原子力政策の策定から実施に至るプロセスの可視性を高める方向には働くことは確かであろう。

全体として、今回の中央省庁改革は、その基本方針の一つとして、「国の行政機関の間における政策についての協議及び調整の活性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること」（中央省庁等改革基本法四条五号）が強調されてきたが（17）、こと原子力行政に関しては、今のところ、そこにおける総合調整のあり方が明確にはイメージしにくいよう思われる。その総合調整の要石となるはずの原子力長計についても、今まで以上に機能を發揮することが期待されるようが、むしろ空文化の危険性もあるのかもしれない。

五  
むすびにかえて

以上 原子力長計をめぐる法的論  
点のいくつかについて、行政法と  
わけ計画法の立場から、部外者の感  
想を述べてみた。おそらく、今回の  
原案については、反対派にとつて  
は、核燃料サイクルの見直しに踏み  
込まなかつたことが批判の対象とさ  
れ、推進派にとつては、その具体性  
の低さに不満が残ることとなるう。  
もちろん、核燃料サイクルの基本的  
な見直しそのものは、ドイツの例を  
引くまでもなく、もはや政治的決断  
の問題であり、これを一諮問機関に  
期待することには無理があるし、不  
確定な要因の余りに多い原子力の將  
來像、とりわけ民間企業が担つてい  
る原子力発電のあり方を長期にわた  
つて計画で細かく縛ることも現実的  
でない。結局のところ、たびたび指  
摘してきたように、原子力長計によ  
つて何を決めるのか、について、法  
的基準がないだけでなく、一般的な  
了解すら存在しないものではあるまい

国の原子力政策については、その原点に立ちかえつて、新世紀に向かつた展望を再検討すべき時期にきていたのであるうし、こうした再検討が国民各層の参加の下になさるべきことにも疑いない。しかし、まずその前に、国の原子力政策の決定システムそのものを国民に分かりやすいものに整えるための再検討も必要なものではあるまいか。原子力政策に限らず、どこで何が決まるのか、という計画システムが明確化されなければ、そこへの国民の実効性のある参加形態を考えることもできないはずである(18)。もちろん、原子力長計画を法定計画化し、その記載事項や関連計画との関係などを明確化することは、こうした計画システムの確立のための有力な選択肢として検討されるべきであろう。新しい方式を志向してなされつある今回の原子力長計の策定が、こうした再検討の一つの契機となることを期待したい。

国の原子力政策については、その原点に立ちかえって、新世紀に向かって、展望を再検討すべき時期にきているのであろうし、こうした再検討が、国民各層の参加の下になされるべきことにも疑いはない。しかし、まずその前に、国の原子力政策の決定システムそのものを国民に分かりやすいものに整えるための再検討も必要なものであるまい。原子力政策に限らず、どこで何が決まるのか、という問題が明確化されなければ、そこへの国民の実効性のある参加形態を考えることもできないはずである(15)。もちろん、原子力長計画を法定計画化し、その記載事項や関連計画との関係などを明確化することは、こうした計画システムの確立のための有力な選択肢として検討されるべきであろう。新しい方式を志向してなされつつある今回の原子力長計の策定が、こうした再検討の一つの契機となることを期待したい。

白書「平成一〇年版」(大蔵省印刷局、一九九八年)三四九頁。

(3) 芝池義一・行政法総論講義〔第三版〕(有斐閣、一九九八年)一二八頁など。

(4) 「計画システムのあるべき姿について、大橋洋一「計画間調整の法理」同・現代行政の行為形式論(弘文堂、一九九三年)一一五頁、西谷剛「計画手続の立法法判断」成田古稀・政策実現と行政法(有斐閣、一九九八年)一八三頁。

(5) 電源開発基本計画の計画法的な分析として、西谷剛「電源開発促進法について」電源立地班報告書・近年における電源立地とその課題(日本エネルギー研究所、一九九五年)一一頁。さらに、高橋滋・先端技術の行政法理(岩波書店、一九九八年)四四頁。

(6) これを批判するものとして、山村前掲注(6)一二三頁。

(7) 恒年「原子力開発と法による統制」同・行政過程と行政訴訟(信山社、一九九五年)一二三頁。ただし、高橋・前掲注(5)四七頁は、これを基本的に妥当とする。

(8) この両者の関係について、山村前掲注(6)一二三頁。

(9) ただし、電源開発促進法四条には、内閣総理大臣による総合調整の規定がある。しかし、その内容や基準についての規定がないため、これが通常の調整の仕組みとどのような関係となるのかは、明らかでない。

(10) さしあたり、芝池・前掲注(3)二三八頁など。

(11) 山村・前掲注(6)一二七頁。

(12) 原子力委員会編・前掲注(2)一六頁。

白書〔平成一〇年版〕(大蔵省印刷局、一九九八年)三四九頁。

(3) 芝池義一・行政法総論講義〔第三版〕(有斐閣、一九九八年一二八頁など)。

(4) 「計画システムのあるべき姿について」、大橋洋一「計画間調整の法理」同・現代行政の行為形式論(弘文堂、一九九三年)二二五頁、西谷剛「計画手続の立法法判断」成田古稀・政策実現と行政法(有斐閣、一九九八年)一八三頁。

(5) 電源開発基本計画の計画法的な分析として、西谷剛「電源開発促進法について」電源立地報告書・近年における電源立地とその課題(日本エネルギー法研究会、一九九五年)一一頁。さらに、高橋滋・先端技術の行政法理(岩波書店、一九九八年)四四頁。

(6) これを批判するものとして、山村恒年「原子力開発と法による統制」同・行政過程と行政訴訟(信山社、一九九五年)一二三頁。ただし、高橋・前掲注(5)四七頁は、これを基本的に妥当とする。

(7) この中間報告書は、資源エネルギー庁のホームページにおいて参照できる。

(8) この両者の関係について、山村・前掲注(6)一二三頁。

(9) ただし、電源開発促進法四条には、内閣総理大臣による総合調整の規定がある。しかし、その内容や基準についての規定がないため、これが通常の調整の仕組みとどのような関係となるのかは、明らかでない。

(13) 続は、よりしへ定に基づき度について改廃するに定められ、(バブリック)出(バブリック)一五九号(14) 高(15) 従(16) そ(17) 中(18) 計

自民党内で区域の振興にれているところ、閣総理大臣が「原子炉の議論を経るの指定」を電源開発基盤である。

あり方に「府・省・都」(17) 中(18) 計多くの論稿が大規模施設(1955年)で現れる。

(13) 続は、より一般的な制度としては、閣議決定に基づき一九九九年四月から規制の制定や改廃について導入されているが、この制度については、「特集・規制に係る意見提出（パブリック・コメント）手続」（ジュリイ一一五九号七二頁以下）。

(14) 高橋・前掲注（5）四五頁。

(15) 従来の電調審の果たしていた総合調整作用について、高橋・前掲注（5）四八頁。

(16) そこで、これを補うものとして、自民党内では、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」案が準備されていると伝えられる。これによると、内閣総理大臣を議長、関係八省大臣を議員とする「原子力立地会議」を内閣府におき、その議を経て、内閣総理大臣が「立地地域の指定」を行うとされる。ただし、これと電源開発基本計画との相互関係などは不明である。

(17) 中央省庁改革後の省庁間の調整のあり方について、一般的には、牧原出多くの論稿があるが、たとえば、山田洋一「府・省・庁間の調整」（ジュリー一六一號一〇七頁）。

(18) 計画システムと参加について、大規模施設設置手続の法構造（信山社、一九九五年）一頁など。

わゆるパブリックコメントの手  
一般的な制度としては、閣議決  
「一九九九年四月から規制の制定  
して導入されているが、この制  
度は、「特集・規制に係る意見提  
出・コメント」手続」ジユリ  
七二頁以下。

橋・前掲注（5）四五頁。

來の電調審の果たしていた総合  
について、高橋・前掲注（5）四

こで、これを補うものとして、内  
閣の「原子力発電施設等立地地  
域に関する特別措置法」案が準備さ  
えられる。これによると、内  
閣を議長、関係八省大臣を議員と  
し、内閣総理大臣が「立地地域  
行うとされる。ただし、これと  
本計画との相互関係などは不明  
中央省庁改革後の省庁間の調整の  
ついて、一般的には、牧原出  
「省庁間の調整」、ジユリー一六一号

画システムと参加については、  
があるが、たとえば、山田洋・  
設置手続の法構造（信山社、一  
一頁など。